

行政ルートを通じた差止請求と問題点

～行政ルートにおいても厳格かつ標準化された
紛争解決手続をとる必要がある～

中国知的財産権訴訟判例解説（第69回）

西峡龍成特殊材料有限公司
再審申請人（一審原告、二審上诉人）

榆林市知識産権局
再審被申請人（一審被告、二審被上诉人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国において特許権侵害を主張する場合、人民法院に訴訟を提起する司法ルート、または、中国各地に設置されている知識産権局に差止請求を行う行政ルートのいずれかを選択することができる。

特許権侵害訴訟は侵害品の認定、権利範囲解釈等、高い専門性が要求されるため、実務上は特許権侵害訴訟を数多く取り扱う人民法院に訴訟を提起することが多い。

本事件において原告は行政ルートを選択し、知識産権局に被告の侵害行為の停止を求めたが、非侵害との認定を受け、またその後の控訴審第1審及び第2審においても原告の主張は退けられた。

最高人民法院は、本来審理に参加できない担当者が審理を行っている等、知識産権局における手続きに重大な違反があり、また権利範囲解釈にも誤りがあったことから、知識産権局における決定¹を取り消すと共に、第1審判決²及び第2審判決³も取り消した⁴。

2. 背景

(1) 特許の内容

西峡龍成特殊材料有限公司（原告）は、「内石炭外熱式石炭物質分解設備」と称する実用新型

1 榆林局決定 榆知法処字〔2015〕9号

2 陝西省西安市中級人民法院（2015）西中行初字第00267号

3 陝西省高級人民法院（2016）陝行終94号

4 2017年12月25日最高人民法院判決（2017）最高法行再84号